

第一次大戦前後における

野戦病院

黒澤嘉幸

陸軍は、明治三十七・三十八年、満州において、当時ヨーロッパで陸軍大国といわれていた露西亜軍と戦い、想像を絶する激戦を展開した。

戦後その体験を生かすため、軍は全軍に命じ、戦闘部隊ばかりでなく、後方の兵站諸機関にいたる迄幅広く軍の改善に関する意見を提出させた。

このうち衛生に関する意見は、「明治三十七、八年戦役ノ実験ニ基ク意見集、衛生」としてとりまとめられている。

これらの膨大な意見や軍諸学校の研究等もふまえて、陸軍は戦後大幅な戦時編製の改正作業を行い、大正二年八月、新しい「陸軍戦時編制」を制定している。

この時制定された戦時編制の中には、その後の戦場の様

相の変革にもかかわらず、大きな改正もなく大東亜戦争勃発まで受け継がれてきたものが多い。

それ程に日露戦争の戦訓は、軍に大きな影響を与えたものと考えられるのである。

しかしながら、残念なことに大正二年制定された戦時編制書は、現在存在しているのかどうか明らかではない。

そのため、今回は大正二年制定の戦時編制書のうち、野戦病院の編制について、若干の資料に基づき復原を試みたので報告する。

一、陸軍衛生部は明治三十七、八年戦役の実験に基づく意見として、従来、師団には戦時、六個の野戦病院が編成されることになっていたのを、一個師団に四個の野戦病院とする案を提案した。

二、陸軍衛生部は明治三十七、八年戦役の戦傷統計を分析し、一會戦に発生する傷者のうち、一個師団の野戦病院収容傷者数を二千四百名と見積った。

ただし、会戦中も一部傷者は師団後方に後送されるので、一會戦中師団内野戦病院で収容を必要とする病床は二千ベッドと算定した。

三、軍医学校の野戦衛生勤務教育に用いられた野戦衛生勤務講授録は、軍医一名あたりの戦傷者処置能力を五十名と記述している。

四、大正七年、第十二師団はシベリア出兵を命ぜられた。師団は出兵に先立ち、戦時編制に基づき編成を行っている。

この時編成された第一、第二野戦病院の軍医及び薬剤官の数は両院共軍医十名、薬剤官二名であった。

五、大正十一年改正された戦時編制の改正理由書には、第四野戦病院にレントゲン設備を保有させたための人員増以外には、野戦病院の編制改正について何等触れていない。

以上の資料により検討を行った。

(防衛医科大学校病院)

日本医療団(第二報)

— 戦中・戦後の活動と

一般体系のモデルケース・新潟県—

佐久間 温 巳

昨年につづき今回は、主として日本医療団(以下・医療団と略す)の戦時中の活動について報告する。

医療団設立の趣旨は、国民体力の向上に関する国策に即応し、医療の普及向上を図る、というもので、当時、亡国病といわれた結核の早期撲滅と無医地域の解消を具体的な目標とした。その事業内容及び計画の概要は次のようなものであった。

一 特別体系

これは結核対策で、全国の公共立結核療養所(約二万床)の統合と、三年間で十万の結核病床を建設する計画をたて、各道府県にその結核死亡数に応じて建設数を割当てた。